

「福岡空港調査 P I 有識者委員会の情報公開及び傍聴に係る要領」の策定経緯

第 1 回福岡空港調査 P I 有識者委員会における議論

平成 16 年 12 月 9 日

- ・ 委員会の資料及び議事録は原則として公開する。
- ・ 個人情報等で情報公開できないものは、あらかじめ要領等に制限列举で定めておく。
- ・ 本委員会の第 2 回会議から原則として傍聴を認める。
- ・ 事務局は傍聴等に関する要領案を石田委員長及び山本委員のアドバイスを受けて取りまとめ、各委員にメール等で諮り、次回の会議までに決定する。
- ・ 傍聴等に関する要領については決定次第、策定経緯を含め公開する。

事務局案の作成

平成 17 年 1 月 5 日

事務局案に対する委員長及び山本委員の意見

平成 17 年 1 月 7 日

石田委員長

- ・ 委員会開催の事前周知は具体的な期間（2 週間程度）を設定するべきではないか。
- ・ 傍聴者の定員が 15 人では少ないのではないか。

平成 17 年 1 月 14 日

山本委員

- ・ 委員会開催の事前周知は期間を設ける必要がある。
- ・ 開かれた委員会とするためにも傍聴者は多い方がよい。
- ・ 第 9 条（傍聴の一時中断）の運用については、以下の手順になるのではないか。
委員長は非公開情報に議事内容が及ぶと判断した際は、傍聴の一時中断を宣言し、傍聴者を会場外に退出させ、議事内容が非公開情報に当たるかを各委員に諮る。
非公開情報に及ぶとして傍聴を中断した間の議事は情報公開の対象としない。

修正案の作成

平成 17 年 1 月 18 日

修正内容

- ・ 第 3 条関連：委員会開催の周知期間について「事前」を「2 週間前まで」とする。
- ・ 第 5 条第 2 項関連：傍聴者の定員について「15 人」を「20 人」とする。

修正案に対する各委員の意見

平成 17 年 1 月 19 日

土井良委員

- ・ 第 10 条（傍聴者の退場）の対象となる行為は、第 7 条の規定に違反したものだけでなく、第 8 条も含まれるのではないか。あるいは、第 7 条と第 8 条は、統合しておくべきではないか。

修正案の作成

平成 17 年 1 月 20 日

修正内容

- ・ 第 10 条関連：傍聴者の退場の対象となる行為について「第 7 条」を「第 7 条及び第 8 条」とする。

案について委員長の了承＜要領の確定＞

平成 17 年 2 月 3 日